

札幌企第 2420 号
令和 2 年(2020 年)12 月 25 日

札幌市内経済関係団体 御中

札幌市長 秋元 克広

**北海道の「集中対策期間」における新型コロナウイルス感染症感染防止策の
変更に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて**

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

道内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北海道は令和 2 年 11 月 7 日から令和 3 年 1 月 15 日までの期間を「集中対策期間」として、道民や道内事業者に対して感染拡大防止に関する協力要請を行っているところです。

このたび、北海道が新たな感染リスクの回避を徹底するための措置を決定いたしました。

年末年始に向けて、札幌市においては、引き続き、感染防止策に取り組むことが不可欠な状況となっております。

つきましては、貴団体に加盟する企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

【本通知文に関する問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡

TEL011-211-2352

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

北海道の「集中対策期間」における新型コロナウイルス感染症感染防止策の変更に伴う市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

道内における新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、北海道は令和 2 年 11 月 7 日から令和 3 年 1 月 15 日までの期間を「集中対策期間」として、道民や道内事業者に対して感染拡大防止に関する協力要請を行っているところです。

このたび、北海道が新たな感染リスクの回避を徹底するための措置を決定いたしました。

年末年始に向けて、札幌市においては、引き続き、感染防止策に取り組むことが不可欠な状況となっておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項について、十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 北海道の感染拡大防止に向けた要請内容の概要(札幌市内における要請内容)

	令和 2 年 12 月 10 日付け要請(前回)	令和 2 年 12 月 24 日付け要請(今回)
対策期間	令和 2 年 12 月 12 日 (土) ～令和 3 年 1 月 15 日 (金) 【以下(※)の措置は令和 2 年 12 月 25 日 (金)まで】	<u>令和 2 年 12 月 26 日 (土)</u> <u>～令和 3 年 1 月 15 日 (金)</u>
市民・滞在している方	<ul style="list-style-type: none">・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出及び市外との不要不急の往来の自粛(※)・自宅を含む飲食の場面における 5 人以上や 2 時間を超える長時間の飲食の自粛(同居者のみの場合除く)・体調が悪い場合の外出自粛・新北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用・テレワークや時差出勤などのより一層の徹底・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの徹底した活用	<ul style="list-style-type: none">・感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出及び市外との不要不急の往来の自粛・自宅を含む飲食の場面における 5 人以上や 2 時間を超える長時間の飲食の自粛(同居者のみの場合除く)・体調が悪い場合の外出自粛・新北海道スタイルの実践を宣言している店舗等の利用・テレワークや時差出勤などのより一層の徹底・国の接触確認アプリや道のコロナ通知システムの徹底した活用

	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の接待を伴う飲食店^{注1}の利用自粛（※） ・すすきの地区^{注2}における22時から翌5時まで、酒類を提供する施設の利用自粛（※） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の接待を伴う飲食店^{注1}の<u>22時から翌5時までの利用自粛</u>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の接待を伴う飲食店^{注1}に対する休業（※） ・すすきの地区^{注2}の酒類提供を行う施設に対する営業時間等の短縮（※） ・業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染防止対策の再確認と徹底 ・年末年始における挨拶回りの自粛 ・休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の接待を伴う飲食店^{注1}に対する<u>営業時間の短縮（営業時間は午前5時から午後10時まで）</u> ・業種別ガイドラインや北海道スタイルなど、店舗における感染防止対策の再確認と徹底 ・年末年始における挨拶回りの自粛 ・休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検

注1： 風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

注2： 南3条から南8条まで、西2丁目から西6丁目までの区域

（狸小路については、1丁目から7丁目までのアーケードに面する店舗）

2 事業者の皆さまへのお願い

事業者の皆さまにおかれましては、集中対策期間内、以下(1)～(9)に取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへ周知の徹底をお願いいたします。

(1) 年末年始における対応について

感染拡大防止の観点から、今年の年末年始における挨拶回りについては自粛いただくとともに、年末年始の前後に休暇を取得するよう従業員へ促すなど、休暇時期の分散へのご協力をお願いいたします。

(2) 感染リスクを回避できない場合の自粛要請

札幌市内で感染リスクを回避できない場合、不要不急の外出や市外との不要不急の往来を控えるようお願いいたします。

【感染リスクを回避できない場合の例】

- ・北海道スタイルを実践していない施設等の利用
- ・密閉された屋内における人との距離が十分に保たれない長時間の会合
- ・飲食の場における大人数(例えば5人以上)の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超える長時間の飲食

(3) 市内における接待を伴う飲食店における営業時間等の短縮協力要請

市内における接待を伴う飲食店（風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗）における営業時間等の短縮協力要請がなされました。

対象となる事業者の皆さまにおかれましては、別紙「事業者の皆さまへのお願い」をご参照の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

(4) 北海道スタイルの再確認と徹底

北海道が掲げる北海道スタイル（従業員による「新しい生活様式」、事業者における「7つのポイントプラス1」の取組）を再確認のうへ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、北海道スタイルの詳細については、以下の北海道のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

（URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>）

(5) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗や事業者等の再開に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

（URL：https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html）

なお、策定にあたって参考としております感染拡大予防ガイドラインは、以下の内閣官房のホームページに一覧がございます。

（URL：<https://corona.go.jp/>）

(6) 北海道コロナ通知システムや接触確認アプリ（COCOA）の徹底した活用

「北海道コロナ通知システム」（北海道）や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」（厚生労働省）の活用を徹底してください。

【北海道コロナ通知システム（北海道ホームページ）】

（URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystem.htm>）

【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」（厚生労働省ホームページ）】

（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html）

(7) 従業員を休業させた場合の雇用調整助成金等の活用

従業員の一時的な休業等を行う場合は、「雇用調整助成金」の活用をお願いいたします。また、従業員が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を活用する場合のご協力についてもお願いいたします。

なお、詳細については、以下の国（厚生労働省）のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

【雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）】

（URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html）

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

（URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>）

(8) 年末年始に開催予定のイベントなどへの対応について

年末年始にイベントの開催を予定している主催者等につきましては、感染防止の観点を踏まえ、慎重にその開催を判断いただきますようお願いいたします。

(9) その他

職場に関連したクラスター発生や重症化リスクの高い方等への感染を防止するために、事業者及び従業員の皆様におかれましては、以下ア～サについて、特に取り組んでいただきますようお願いいたします。

ア 家族以外との会食は、なるべく控えること。

イ 必要な場合でも、4人以内の少人数での会食にとどめること。

ウ 外出や会食等により人との接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、

- 大声での会話の回避、距離をあけて対面はさける、2 時間以上に及ぶ飲食は控える等の感染対策を行うこと。
- エ 春の緊急事態宣言下における状況と同様に、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤をより一層徹底すること。
- オ 従業員の健康状態（体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等）を記録する等、体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤させないこと。
- カ 感染リスクが高まる行為は極力控えること。
- キ 高齢者や基礎疾患を有する方等と接する場合は慎重な行動をとること。
- ク 北海道スタイルに基づく感染防止対策が徹底されていない施設の利用を自粛すること。
- ケ 22 時から翌日 5 時まで、市内の接待を伴う飲食店の利用を控えること。
- コ 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検をすること。
- サ 帰省や旅行、年末年始の知人への直接の挨拶については、できるだけ控え、テレビ電話等オンラインを活用すること。また、この機会に家の近くで、屋外の冬の遊びを楽しむなどして過ごすこと。
- シ 特に年末年始は、普段一緒にいる方と自宅で過ごし、普段一緒にいない方との会食は控えること。カウントダウンイベントなどへの参加やふるさとへの帰省も今回はできるだけ控えること。

3 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（北海道）

警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等（札幌市）

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19.pdf)

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。(URL : http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf)

- | |
|---|
| <p>■市内の接待を伴う飲食店の営業時間短縮等の協力要請に関する問い合わせ
お問い合わせ専用ダイヤル Tel 0570-200-105
＜受付時間＞
令和 2 年 12 月 28 日まで 全日 8 : 45～17 : 15
令和 3 年 1 月 4 日～2 月 26 日まで 平日 8 : 45～17 : 15（土日祝除く）</p> <p>■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ
札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 Tel 011-632-4567</p> <p>■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談
事業者向けワンストップ相談窓口 Tel 011-231-0568
＜受付時間＞
平日 9 : 00～12 : 00、13 : 00～17 : 00（土日祝日、年末年始の休業日を除く）
※最終受付 16 : 30</p> <p>■当通知文に関する問い合わせ先
札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡 Tel 011-211-2352</p> |
|---|

事業者の皆さまへのお願い

11月7日以降、営業時間短縮等の要請にご協力いただき誠にありがとうございます。

札幌市の医療体制は依然として、厳しい状況が続いていることから、事業者の皆さまには、大変なご負担をお掛けいたしますが、引き続きご協力をお願いいたします。

○協力要請の概要

■期間

令和2年12月26日(土)から令和3年1月15日(金)までの3週間

■対象施設

札幌市内の接待を伴う飲食店

(風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)

■要請内容

▶ 営業時間短縮

⇒営業時間は「午前5時から午後10時まで」

▶ 「業種別ガイドライン※」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底

※業種別ガイドラインについては、内閣官房のページをご参照ください。

○協力支援金の概要（12月26日以降分）【第4回支援金】

■支援金

1施設（店舗）あたり 50万円

【主な条件】

原則、12月26日(土)～1月15日(金)の全期間において上記の要請に応じること
(新たにご協力いただく事業者などは12月28日(月)から)

※申請の受付開始は、1月18日(月)以降を予定（詳細は後日公表）

これまでの支援金と同様に、営業時間短縮等に取り組んでいただいたことがわかる書類、風営法の風俗営業許可の許可証の写し及びその他営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

※申請書類は1月8日(金)からホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター、西創成まちづくりセンターで配布する予定です。

感染拡大防止対策の徹底のお願い

酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等の
事業者の皆さまにおかれましても

業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど店舗における
感染拡大防止対策の再確認と徹底をお願いいたします。

支援金の申請はお済みですか？

これまでの要請にご協力をいただいた
事業者の皆さまを対象とした
支援金の受付期間はそれぞれ下記のとおりです。
申請のお忘れがないようご注意ください。

○第1回支援金（11月7日～11月27日分）

■受付期間

令和2年12月1日(火)～令和3年1月8日(金)【消印有効】

■支援金

・1施設（店舗）あたり20万円

○第2回支援金（11月28日～12月11日分）

■受付期間

令和2年12月14日(月)～令和3年1月8日(金)【消印有効】

■支援金

・接待を伴う飲食店[※] ⇒ 1施設（店舗）あたり60万円

・酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等 ⇒ 1施設（店舗）あたり30万円

○第3回支援金（12月12日～12月25日分）

■受付期間

令和2年12月28日(月)～令和3年1月15日(金)【消印有効】

■支援金

・接待を伴う飲食店[※] ⇒ 1施設（店舗）あたり60万円

・酒類提供を行う飲食店、カラオケ店、料理店等 ⇒ 1施設（店舗）あたり30万円

※「接待を伴う飲食店」とは風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗となります。
なお、申請の際は、風営法の風俗営業許可の許可証の写しを提出いただきます。

申請要件など詳細は申請書類をご確認ください。

・申請書類は札幌市ホームページに掲載しているほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所などで配布しています。

《配布場所》

市役所本庁舎1階パンフレットコーナー、各区役所、豊水まちづくりセンター、西創成まちづくりセンター

■専用ダイヤル

電話番号 0570-200-105

受付時間 8:45～17:15（平日のみ）

※年内は12月28日(月)まで（27日(日)までは土・日も開設）

年始は1月4日(月)から開設

■ホームページ（札幌市公式ホームページ内）

接待を伴う飲食店に対する営業時間短縮の要請について

(https://www.city.sapporo.jp/2019n-cov/jigyosha/yoji_yosei.html)

